

自分らしい毎日を。免許返納で新しい一步を！

●**対象**：運転免許証を自主返納された満 70 歳以上の町民の方（「障害者社会参加移動支援事業給付券」「介護保険市町村特別給付高齢者外出支援事業給付券」を交付された方を除く）

●**内容**：交付される時期によりタクシー利用券の枚数が異なります。

交付時期	初めて申請する場合	2 ～ 5 回目の申請場合
4 月～6 月	500 円券 × 40 枚（20,000 円相当）	500 円券 × 20 枚（10,000 円相当）
7 月～9 月	500 円券 × 30 枚（15,000 円相当）	500 円券 × 15 枚（7,500 円相当）
10 月～12 月	500 円券 × 20 枚（10,000 円相当）	500 円券 × 10 枚（5,000 円相当）
1 月～3 月	500 円券 × 10 枚（5,000 円相当）	500 円券 × 5 枚（2,500 円相当）

（有効期限は交付された年度の 3 月末）

●**申請期限（初めて申請する場合）**：免許返納日から 1 年以内に申請ください。（代理人でも申請できます）
警察署から発行される「申請による運転免許の取消通知書」と「無効後の運転免許証」を持参してください。

■**問・申込み**：環境防災課危機管理係 ☎ 0234-43-0246

町からのお知らせ

集団資源回収を行う団体の登録を受け付けます

町では子ども会や老人クラブ、自治会などの団体が行う紙類資源回収に対し奨励金を交付しています。奨励金の交付を受けるには事前に登録が必要です。

新聞紙・ダンボール・紙パック・雑誌などの資源を再利用できる紙資源として分別し、再利用、再資源化することで、ごみの削減、地球温暖化防止につながります。なるべく燃やすごみに出さず資源化にご協力ください。

■**問合せ**：環境防災課環境衛生係 ☎ 0234-43-0248



△申請フォーム

医療機関などの受診の際は医療証の提示を忘れずに！！

【子育て支援医療証】 【重度心身障がい（児）者医療証】 【ひとり親家庭等医療証】

これらの医療証は、医療費の自己負担分を助成するためのものです。医療機関などを受診する際は、マイナ保険証などと一緒に窓口に提示してください。医療証を提示しないと助成を受けることができませんのでご注意ください。

■**問合せ**：税務町民課国保係 ☎ 0234-42-0153

企業課保安員募集

●**任用期間**：令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

●**採用人員**：若干名

●**勤務地**：企業課ガス供給所

●**勤務内容**：職員勤務時間外におけるガス施設運轉管理およびその他軽微な苦情処理など必要な対応

●**就業形態**：

朝、昼（休日のみ）、夕、夜のシフト勤務

1 週間あたり 38 時間 45 分以内、月 20～25 回の勤務

■**問合せ**：企業課施設係 ☎ 0234-43-2136

●**就業時間および報酬**：

①朝勤務（0:00～8:30）10,890 円

②昼勤務（8:30～17:00）9,900 円

③夕勤務（17:00～22:00）6,600 円

④夜勤務（17:00～24:00）8,580 円

●**応募期限**：4/18(金)

△詳しくはこちら



社会保険の扶養と国民健康保険の医療費節約術

1. 会社などの健康保険の扶養になるためには

国民健康保険は、他の健康保険に加入することができない人のための保険です。会社などの健康保険に加入している方（被保険者）と同居している方は、被扶養者認定の基準を確認しましょう。

2. 国民健康保険税と会社などの健康保険料の違い

国民健康保険税は加入者にかかる所得割、人数割、世帯割を算定根拠に世帯主に課税されますが、健康保険料は何人扶養となっても、被保険者の保険料は変わりません。

3. 健康保険の扶養と税の扶養

健康保険の扶養と税の扶養は一致する必要はありません。健康保険の被扶養者になっても、税の扶養について同一の方の被扶養者として申告する必要はありません。

国民健康保険の医療費節約術 ～一人ひとりの適正受診が医療費を節約します！～

☒	チェックしてみましょう
☐	病気の早期発見で重症化を防止
☐	かかりつけ医をもつ
☐	時間外受診や休日受診は控える
☐	お薬手帳は 1 冊にまとめる
☐	ジェネリック医薬品を利用する

時間外受診や休日受診をするべきか迷ったときは

山形県救急電話

●**利用時間**：18:00～翌日 8:00

●**電話番号**：15 歳未満は ☎ # 8000
15 歳以上は ☎ # 7119

■**問合せ**：税務町民課国保係 ☎ 0234-42-0152

高齢者虐待をなくすために

●**高齢者虐待とは**：以下のような内容により、高齢者が恐怖を覚える、精神的に追い詰められている、命の危険がある、安全な生活ができていないような状況になっていることを言います。

身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護・世話の放棄、性的虐待
・殴る、蹴るなどの暴力 ・打撲させる ・身体拘束、抑制 など	・怒鳴る、ののしる ・無視する ・子ども扱いする など	・年金などを勝手に使ってしまう ・必要な金銭を使わせない など	・食事や水分を与えない ・サービス利用を制限する ・わいせつな行為を強要する ・排泄の失敗などに対する罰として放置する など

【高齢者虐待の防止のために】

○**日常的な声かけや見守り**を

高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたく見守り、地域全体で支えましょう。

○**介護の負担を軽く**しましょう

家族間のコミュニケーションを図り、医療・介護・福祉サービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。家族だけで問題を抱え込まず、周囲の方や相談先などに相談することが大切です。

○**認知症に対する正しい知識を持ち**ましょう

虐待ではないかと思われるいざごは、認知症の症状で高齢者が攻撃的になって起こる場合もあります。高齢者がどうしてそのような状態になっているか理解することで対応の幅も広がります。

■**問・相談先**：保健福祉課高齢者支援係 ☎ 0234-43-0490

地域包括支援センター ☎ 0234-45-1030（余目）、☎ 0234-51-2505（立川）

※**高齢者の命にかかわる危険があると思った時は、すぐに 110（警察）へ。**